

◎新潟県告示第1133号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	コスモス活動所	阿賀野市中央町二丁目17番15号	社会福祉法人 皆幸希福社会	平成29年10月1日
放課後等デイサービス	障害児者生活支援センターかけはし	魚沼市吉田1144	社会福祉法人 魚沼更生福祉会	平成29年10月1日